「大分あったか・はーと駐車場」 を利用される方へ

この駐車場は、大分県発行の「大分あったか・はーと駐車場利用証」をお持ちの方が利用できます。

- ① 利用証をお持ちの方は、ルームミラーに吊り下げるなど、車外から見えやすい位置に掲示してください。
- ② 利用証をお持ちでない方で、大分あったか・はーと 駐車場利用証制度の対象となる方には利用証を発行します。

お手数ですが、裏面記載の窓口まで申請していただきますよう、よろしくお願いします。

(対象者及び申請方法は裏面をご覧ください。)

詳しくは、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県福祉保健部 福祉保健企画課 ☎097-506-2591

この場所を必要としている人がいます。 本制度対象外の方の駐車はご遠慮ください。

対象者

以下の基準に該当する方で、駐車場の利用に配慮が必要な方が対象となります。

◆身体障がい者(下表に該当する方)

視覚障害		Ⅰ~4級
聴覚障害	聴 覚	2,3級
	平衡機能	3,5級
肢体不自由	上 肢	1,2級
	下 肢	1~6級
	体 幹	1~3,5級
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1,2級
	移動機能	Ⅰ~6級
心臓機能障害		1,3,4級
じん臓機能障害		1,3,4級
呼吸器機能障害		1,3,4級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1,3,4級
小腸機能障害		1,3,4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		Ⅰ~4級
肝臓機能障害		I~4級

◆知的障がい者

療育手帳の障害の程度欄が「A」の方

◆精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳の障害区分が 「1級」の方

◆高齢者

要介護状態区分「要介護1~5」の方

◆難病患者

特定疾患医療受給者 特定医療費(指定難病)受給者 小児慢性特定疾病医療受給者

◆妊産婦

妊娠7か月~産後12か月の方 (妊娠5か月から事前受付可)

※ 多胎児妊娠の場合は、 妊娠6か月~産後18か月の方

◆けが人

けがにより車いす又は杖等を使用している方

◆その他

医師の診断書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる方

※ けが人、その他の方は 有効期限が付く場合が あります。

利用証の申請

◆受付窓口(当日交付)

○以下の窓口で原則、即日交付しています。【受付時間:月曜日~金曜日の8:30~17:00(祝祭日を除く)】

保 所 TEL.0972-22-0562 県庁福祉保健企画課 TEL.097-506-2591 健 部 所 TEL.0974-22-0162 東 部 保 健 所 TEL.0977-67-2511 豊 肥 保 健 東部保健所地域福祉室 TEL.0977-72-2327 所 TEL.0973-23-3133 西部 保 健 西部保健所地域福祉室 TEL.0973-72-9522 東部保健所国東保健部 TEL.0978-72-1127 中 部 保 健 所 TEL. 0972-62-9171 所 TEL.0979-22-2210 北 部 保 健 中部保健所由布保健部 TEL. 097-582-0660 北部保健所豊後高田保健部 TEL.0978-22-3165

〇お急ぎでない方は、大分県総合社会福祉会館(大分県障害者社会参加推進センター)、協力市町村、市町村 社会福祉協議会でも申請できますので、お問い合わせください。(利用証は申請書受付後、郵送交付となります。)

◆電子申請、郵送による申請

窓口申請のほか、電子申請や郵送でも受け付けています。詳しくは大分県庁のホームページをご覧ください。

 $\underline{\text{https://www.pref.oita.jp/soshiki/12000/attaka-heart.html}}$

